

「性犯罪被害者のために何が必要か、何ができるか(再び)」

性犯罪に関する議論と課題
— 法律改正と精神医学・心理学 —

武蔵野大学
小西 聖子

1

「性犯罪に関する刑事法検討会」検討すべき論点「性犯罪に関する刑事法検討会」(取りまとめ報告書から)
第1 刑事実刑法について

1 現行法の適用の実情と課題(総論的事項)

- 現行法がどのように運用されているか、処罰すべき行為が適切に処罰されない事態が生じているか

2 暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方

- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒 不能の要件を撤廃し、被害者が性交等に同意していないことを構成要件 とすべきか
- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒 不能の要件について、判例上必要とされる「被害者の抗拒を著しく困難 にさせる程度」を緩和した要件とすべきか
- 強制性交等罪や準強制性交等罪の構成要件として、暴行・脅迫や心神 喪失・抗拒不能に加えて、又はこれらに代えて、その手段や状態を明確 化して列挙すべきか
- 被害者が性交等に同意していないことについて、一定の行為や状態が 認められる場合に被告人側に立証責任を転換し、又はその要件の充足を 推定する規定を設けるべきか
- 行為者が、被害者が性交等に同意していないことの認識を有しない場 合にどのように対処すべきか

2

(続)

3 地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方

- 被害者が一定の年齢未満である場合に、その者を「現に監護する者」には該当しないものの、被害者に対して一定の影響力を有する者が性的行為をしたときは、被害者の同意の有無を問わず、監護者性交等罪と同様に処罰する類型を創設すべきか
- 被害者の年齢を問わず、行為者が被害者の脆弱性、被害者との地位の優劣・関係性などを利用して行った行為について、当罰性が認められる場合を類型化し、新たな罪を創設すべきか
- 同一被害者に対して継続的に性的行為がなされた場合において、個々の行為の具体的な日時・場所を特定しなくても、個々の行為を包括する一連の事実について1個の犯罪の成立を認めることができるような罪を創設すべきか
- 一定の年齢未満の者に対し、性的行為や児童ポルノの対象とすることを目的として行われるいわゆるグルーミング行為を処罰する規定を創設すべきか

4 いわゆる性交同意年齢の在り方

- 暴行・脅迫や被害者の同意の有無を問わず強制性交等罪が成立する年齢を引き上げるべきか

3

(続)

第2 刑事手続法について

1 公訴時効の在り方

- 強制性交等の罪について、公訴時効を撤廃し、又はその期間を延長すべきか
- 一定の年齢未満の者を被害者とする強制性交等の罪について、公訴時効期間を延長することとし、又は一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか

4 司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方

- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、特別に証拠能力を認める規定を設けるべきか。

4

平成30年における件数

	認知件数	検事件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率 %	通常第一審における検局検人員(有罪)	通常第一審における検局検人員(全部無罪)
強制性交等	1307	1190	492	760	39.3	330	1
強制わいせつ	5340	4288	1288	2458	34.4	892	7

法務省(令和2年3月)性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループとりまとめ報告書 1-3表、1-2表より作成

5

不起訴の理由

平成30年4月1日から平成31年3月31日の間

不起訴処分にかかわる罪名が刑法177条前段の強制性交等である事件 361件

犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由(複数回答あり)

理由	件数	被害者供述の信用性に最前
① 被疑者不明	34	0
② 犯人性の認定に難あり	26	14
③ 具体的事実の特定に難あり	14	13
④ 性交等の認定に難あり	49	45
⑤ 暴行・強迫の認定に難あり	137	115
⑥ 暴行・強迫の程度の認定に難あり	54	28
⑦ 同意の可能性あり	180	161
⑧ 同意誤信の可能性あり	152	94

前掲報告書-別紙11、性犯罪にかかわる不起訴事件調査2表2より作成

6

監護者性交等罪の処理状況

(平成29年7月13日から令和元年12月31日までに各検察庁から報告のあった事件)

罪名	起訴	不起訴
監護者わいせつ	60	43
裁判結果	有罪 49 無罪 2	起訴猶予 19 嫌疑不十分 24
監護者性交等	104	29
裁判結果	有罪 85 無罪 3	起訴猶予 13 嫌疑不十分 16
計	164	72
	有罪 134 無罪 5	起訴猶予 32 嫌疑不十分 40

前掲報告書別紙9、3-1表より作成

7

このような法律の問題
に関して専門の医師と
して演者が考えること

8

「抵抗」に関して

抗拒不能にも様々な状況があるが、主に

SINGLE TRAUMAとなるような被害

COMPLEX TRAUMAとなるような被害について

9

single traumaとなるような被害

10

被害時の心理一なぜ、抵抗しないのか

徹底的に抵抗する人は臨床でもほとんど経験しない。(海外文献でも少数派である。まったく何もできない人も少なくとも1、2割いる。)

生物神経学的な説明(本人の意識状態とは関係なく生じる)

- Tonic immobility (擬死反応) 一つの進化心理学的行動として
- Poly vagal theory (Porges, Stephen W.) 迷走神経の進化とその機能による説明。

心理学的説明

- 恐怖感、声を出したら殺されるのではないかと誰か来てくれるとは限らない。抵抗しても逃げられない。脅しがかたかどうかわかめることはできない。
- 諦め、しばらく抵抗していても、どこかであきらめる人が多い。体力差が大きいときにはそれほど長いこと抵抗できない。

精神医学的説明

- 解離: 感情感覚が麻痺してしまう。苦痛が感じられない。(被害が長期にわたる場合)マインドコントロール様の支配があることも。
- 本人が「抵抗しなかったから私が悪い」というのはトラウマ反応の症状であることが多い。子どもの場合、大人が強く言うことは聞いてしまうのが普通。

11

(付録)Tonic Immobility(動物学では「擬死」)

進化的に各種の動物にみられる反射の一つである。最近、TIの反応は、人間にも起こる、と考えられるようになった。PTSDの患者の再体験時などの体の反応が研究されている。

Tonic immobility (TI) は、避けることのできない危険に対する意思とはかかわりなく生じる反応である (involuntary reflexive reaction)。特徴として、一時的な広範な運動抑制と外的な刺激に対する相対的無反応が見られる。(Ratner, 1967)。

PTSD患者とそうでない人に、脅威刺激を与える実験ではPTSD患者には特に明らかな身体のTIが見られたという。体の揺れの減少、頻脈と心拍数の減少など。(Volchan et al., 2011, 2017)。TIの大きさはPTSDと関連するという研究もある。(Fizman et al., 2008; Rocha-Rego et al., 2009; Lima et al., 2010; Portugal et al., 2012; Maia et al., 2015; Kleine et al., 2018)。

12

(付録) Poly vagal theory

Porges, S.W. (1995). Orienting in a defensive world: Mammalian modifications of our evolutionary heritage. A Polyvagal Theory

Stephen Porgesの議論 1994年に初めて発表
迷走神経、交感神経系の進化的発達に基づいた理論

- ①無髄の原始的迷走神経系
 - ・魚類から
 - ・機能は不動、代謝維持、シャットダウン(受動的回避)
 - ・対象:内臓
- ②進化上、次にできたのは交感神経
 - ・爬虫類時代に進化
 - ・機能は可動化および活動亢進
 - ・対象:四肢
- ③最も新しい有髄の迷走神経系
 - ・哺乳類にのみ存在
 - ・機能は複雑な社会的愛着行動を支配する。自己鎮静等にも
 - ・神経解剖学的には表情および走る脳神経に接続

身体に閉じ込められたトラウマ―ピーター・ラヴィーン池島他訳
星和書店(2016)を参考に作成

13

被害時の心理—なぜ言わないのか

言ったほうが良いと確信できる時しか話さないのが普通。

恥の感覚。人から漏れたら、何が起こるかわからない。重大なことが生じる。

自分が悪いというトラウマに伴う自責感

怒られたら怖い、問題が起きる—特に子どもやパートナーの場合。

感情の麻痺

健忘などを含むASD、PTSDにおける回避の症状「なかったことにしたい」

二次被害(「ある人に言ってみたが、わかってくれなかった。」)

警察でひどい目に合いそう。

14

complex traumaとなるような被害

15

この2年間で..

18歳以上で監護者性交等罪の対象とならない、性的虐待の被害者のケースを数例、鑑定を依頼された。全部受ければもっと多くの事例がありそうである。

いずれも、被疑者被告人は、性行為は認め、被害者が同意していたと主張している例。実際に抵抗をしない(できない)心理状況になっている。

18歳で虐待被害が引き続いている場合に、被害者の心情が年齢で急に変わるわけではなく、被害を被害たと思うこともできない特殊な状態にある。放置されれば30歳ころまで気づかないこともある。

経済的な虐待を含めた心理的な虐待も一緒にある例もある。臨床では刑事事件になっても、犯罪性の高い加害者の性的虐待を経験することもある。

16

性的虐待の生じる構造が似ていて、どの例かわからなくなるほど。

幼少期にDVがあつて離婚した父が、母の病死後、一緒に住むようになり、性的虐待。BFの指摘で相談。

新たに同居した母の恋人である義父が、様々な「しつけ」の一環として本人が言い出す形にして性的な罰を与えることにし、だんだんエスカレートして性交を行う。

子どものころから虐待的な父親が中学校の頃から性行為を行う。母親同居。途中からは家だけでなく会社などでも性行為があった。

母にDV。子どもに常習的で深刻な性的虐待。心理的虐待。別居してから、父からの追及が苦しくなり、自傷行為や自殺未遂を繰り返す。治療を経てようやく被害だとわかるように。虐待の影響により日常生活が破壊。

17

くり返す慢性的被害による心理的反応

解離症状や認知の変化が生じる。

- ・ぼろっとしている。何も覚えていない、暴力のことを話せない、加害者に対し怒りを持ってない、感情全体がない、自分が一方的に悪いと思う、加害者の価値観に同化する、など。
- ・「監禁による洗脳」「カルト集団における教義の注入」などと類似する心理的過程が生じることもある。

- ・治療によってはじめてPTSDの症状があらわれてくることもよくある。自分が具合が悪いこともわからない。

18

被害者の心理cont.

誰が聞いても理不尽なことが行われているのに、本人は淡々とそのことを述べたり、加害者のことを好きだと言ったりする。解放当初は加害者に感謝しているという被害者は少なくない。加害者の価値観に自分が染まっても気づかず、自己評価は極端に低下している。家族を壊すことを恐れており、同胞に危険が及ぶことを心配する者もいる。

19

被害者の精神病理として

被害者のこのような行動は、加害者を利することから、また被害を受けたのに加害者に共鳴するその態度が特異で、回復を自ら阻害するように見えることから、犯罪捜査などでは散発的に注目されてきた。

例えば銀行強盗事件において、報道記者が命名したとされる「ストックホルム症候群」、新聞王の娘バトシヤ・ハーストの誘拐事件における洗脳、日本では、オウム真理教事件に見られるカルトのマインドコントロールなど、特殊な事象における特殊な精神病理と考えられてきた。

このような心理と行動が解離の機制によって発症すると現在では考えられ、DSM-5では解離障害の中の「その他の特定される解離性障害」の項に示されている。

20

解離性障害の説明(DSM-5)

DSM-5では解離性障害を次のように説明する。

解離症群(解離性障害群)の特徴は、**意識・記憶・同一性・情動・知覚・身体表象・運動制御・行動の正常な統合における破綻および/または不連続**である。(中略)

解離症状は以下の形で体験される。

- a) 主観的体験の連続性喪失を伴った意識と行動へ意図せずに生じる侵入(すなわち、**同一性の断片化**・離人感・現実感消失といった“**陰性の**”解離症状、および/または
- b) 通常は容易であるはずの情報の利用や精神機能の制御不能(例: 健忘のような“**陰性の**”解離症状)。

解離症群はしばしば**心的外傷の直後**に生じ、症状に対する当惑や混乱または症状を隠そうとする願望を含む症状の多くは、心的外傷とつながりのある事柄から影響を受ける。

21

まとめ

性交に「全く」同意していなくても、抵抗できない人も、考えた上、抵抗しない人もいる。

性的暴力は精神的衝撃の大きい被害であることは、どのような研究でも実証されている。

衝撃が大きすぎるときには人はフリーズすることもある。

衝撃が大きく、社会的に理解されないと感じているときはdisclosure(被害のことを人に話すこと)が遅れる。

22

公訴時効について

被害を被害だと気づけるのに、かなり時間がかかる

23

性的虐待の被害者の初診時年齢はかなり高い。

臨床的印象では25歳から30歳前後くらいにならないと、なかなか治療に現れない。

被害時に司法が介入するケースと起こっていることは同じでも、あとの状況はかなり違う。

被害が終わってからも、回避している時期が長く続いている人がある。

国際調査によるとレイプのPTSDの平均持続期間は110か月程度。

各国の法制度を見ても、時効の開始を遅らせたり、延長したりしている国がある。

24

出会う例

幼少時から父からの性的虐待。被害だと知り、治療を受けたのが28歳。(このようなケース多数)、重度抑うつや解離がある。

高校生の時の見知らぬ人からの被害。その時にはとにかく考えないようにしており、20代後半に警察から照会があって、告訴

DVやほかの性被害による心身不調を訴えてきた人の中に、過去の性的虐待歴を持つ人が少なくない。

父からの性的虐待後、放火を繰り返し、放火癖のある女性の犯罪者として扱われてきた人。PTSDの症状を打ち消すために放火が行われていた。

25

司法面接について

26

代表者聴取

警察及び児童相談所の担当者と検察官とが児童の聴取方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴取をする取り組み。

- 記憶の変容
- 暗示・誘導的質問
- 児童の精神的負担

を減らす

- 代表者聴取の件数は年々増えている。
- 殆どが録音録画がされている。

27

司法面接の証拠化

裁判官も見て、評価をするべきでは？特に年少の子の場合、障がい者の場合。

反対尋問するのは権利として必要だろう。

聞く人の技術は？ 聞く人全員に専門性があるのか。子どもは一人一人違うのに、一回聞いただけでできるようになるのか？

ついでに

- 被害者鑑定書を裁判官が読まないのは不合理だと思う。
- もちろん、反対尋問も可能だし、採用しないこともあってよいが…。
- 緻密に作っているのに、記憶中にあることだけで短い時間で話をするのは不合理。目撃した記憶を聞かれているのではなくて、科学的なエビデンスなど専門の話を聞かれているのに、なぜ記憶だけに頼る必要があるのか。

28

全体として

傷ついていない、どんな時でも合理的な判断ができる人(そんな人はいない)をモデルに考え、それに合わないのは被害者の問題だと考えるのはやめてほしい。

人が恐怖にさらされたり、衝撃を受けたりした時に、どのようになるかはよく研究されているのだから、せめてそれに矛盾したモデルは採用しないでほしい。

PTSDの回復の研究などが、法律の下敷きにある国もあるという。科学的な研究の結果を無視して、理屈に固執するのはやめてほしい。

反対尋問するのは確かに被告人の権利であることは理解する。しかし、法廷で話されたことに反対尋問をすれば、真実が分かるわけではない。

男性の加害者目線でしか考えられていない法律の視線そのものが問題である。

29